

市第90号議案

横浜市改良住宅条例の一部改正

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定による入居者の公募をする場合においては、横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「市営住宅条例」という。）第 2 条第 3 号、第 4 条第 2 号、第 5 条、第 6 条（第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 7 条、第 8 条第 3 項及び第 4 項、第 10 条並びに第 14 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第 2 条第 3 号中「第 37 条第 3 項若しくは第 47 条第 2 項」とあるのは「第 47 条第 2 項」と、「新設住宅で第 13 条第 3 項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間満了前において、入居補欠者が欠けたため入居するものがない」とあるのは「改良住宅に入居することができる者が入居しない」と、第 5 条第 1 項中「前条に定める公募」とあるのは「改良住宅の入居者の公募」と、第 7 条第 1 項第 3 号ア中「 214,000 円」とあるのは「 139,000 円」と、同号イ中「 158,000 円」とあるのは「 114,000 円」と読み替えるものとする。

第 7 条第 1 項中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第 424 号。以下「整備令」という。）第 5 条の規定による改正前の令第12条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240 号）第 6 条第 5 項」を「第 5 条第 2 項の規定により読み替えて準用される市営住宅条例第 7 条第 1 項第 3 号ア及びイ」に改め、「改正令による改正前の公営住宅法施行令」の次に「（昭和26年政令第 240 号）」を加える。

第 8 条第 2 項中「整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号及び第 3 号」を「市営住宅条例第 7 条第 1 項第 3 号ア及びイ」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、改良住宅の入居者の資格に関する規定の整備を図る等のため、横浜市改良住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市改良住宅条例（抜粋）

（ 上段 改正案  
下段 現 行 ）

（ 公募による入居等 ）

## 第 5 条 （ 第 1 項省略 ）

- 2 前項の規定による入居者の公募をする場合においては、横浜市  
 前項の規定による入居者の公募をする場合においては、横浜市  
 営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「市営住宅条  
 営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「市営住宅条  
 例」という。）第 2 条第 3 号、第 4 条第 2 号、第 5 条、第 6 条（  
 例」という。）第 2 条第 3 号、第 4 条第 2 号、第 5 条、第 6 条（  
 第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 7 条、第 8 条第 3 項及び第 4 項  
 第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 10 条及  
 、第 10 条並びに第 14 条の規定を準用する。この場合において、こ  
 び第 14 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中  
 れらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第 2 条第  
 「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第 2 条第 3 号中「第 37  
 3 号中「第 37 条第 3 項若しくは第 47 条第 2 項」とあるのは「第 47  
 条第 3 項若しくは第 47 条第 2 項」とあるのは「第 47 条第 2 項」と  
 条第 2 項」と、「新設住宅で第 13 条第 3 項に規定する入居補欠者  
 、「新設住宅で第 13 条第 3 項に規定する入居補欠者の補欠の有効  
 の補欠の有効期間満了前において、入居補欠者が欠けたため入居  
 期間満了前において、入居補欠者が欠けたため入居するものにな  
 するものがない」とあるのは「改良住宅に入居することができる  
 い」とあるのは「改良住宅に入居することができる者が入居しな  
 者が入居しない」と、第 5 条第 1 項中「前条に定める公募」とあ  
 い」と、第 5 条第 1 項中「前条に定める公募」とあるのは「改良  
 るのは「改良住宅の入居者の公募」と、第 7 条第 1 項第 3 号ア中  
 住宅の入居者の公募」と、第 7 条第 1 項第 3 号中「ア、イ又はウ  
 「 214,000 円」とあるのは「 139,000 円」と、同号イ中「 158,000 円」  
 」とあるのは「ア又はウ」と、「（平成 23 年政令第 424 号）第 1  
 とあるのは「 114,000 円」と読み替えるものとする。  
 条の規定による改正前の令（以下「平成 24 年 4 月改正前の令」と  
 いう。）」とあるのは「（平成 23 年政令第 424 号。以下「整備令  
 」という。）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令」と  
 、「平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「  
 整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条  
 の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改  
 正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号」と、「改正令によ

る改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）附則第 6 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧準用公営住宅法施行令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号」と、「平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号」と、「旧令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「旧準用公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号」と読み替えるものとする。  
（収入超過者の認定）

第 7 条 市長は、毎年度、前条第 1 項の規定により準用する市営住宅条例第 21 条第 1 項の規定により認定した入居者の収入の額が、第 5 条第 2 項の規定により読み替えて準用される市営住宅条例第 7 条第 1 項第 3 号ア及びイ関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号。以下「整備令」という。）第 5 条の規定による改正前の令第 12 条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条第 5 項（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）附則第 7 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における収入にあつては、改正令附則第 6 条の規定による改正前の令第 12 条の規定により読み替えて準用される改正

令による改正前の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条第 5 項）に定める金額を超え、かつ、当該入居者が、改良住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

（第 2 項省略）

（収入超過者に対する使用料）

第 8 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、収入超過者の収入の額が、市営住宅整備令第 7 条第 1 項第 3 号ア及びイ 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号及び第 3 号（改正令附則第 7 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における使用料にあっては、改正令による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号及び第 3 号）に掲げる金額以下の場合においては、第 6 条の規定により決定した使用料の額を当該収入超過者の使用料とする。

住宅地区改良法（抜粋）

（国の補助に係る改良住宅の管理及び処分）

第 29 条 第 27 条第 2 項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第 3 項に定めるもののほか、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第 15 条、第 18 条から第 24 条まで、第 25 条第 1 項、第 27 条第 1 項から第 4 項まで、第 32 条第 1 項及び第 2 項、第 33 条、第 34 条、第 44 条、第 46 条並びに第 48 条の規定を準用する。ただし、同法第 22 条から第 24 条まで及び第 25 条第 1 項の規定は、第 18 条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合

に限る。

( 第 2 項 及 び 第 3 項 省 略 )

公 営 住 宅 法 ( 抜 粋 )

( 入 居 者 資 格 )

第 23 条 公 営 住 宅 の 入 居 者 は、 少 なく と も 次 に 掲 げ る 条 件 を 具 備 す  
る 者 で な け れ ば な ら ない。

(1) そ の 者 の 収 入 が イ 又 は ロ に 掲 げ る 場 合 に 応 じ、 そ れ ぞ れ イ 又  
は ロ に 定 め る 金 額 を 超 え ない こと。

イ 入 居 者 の 心 身 の 状 況 又 は 世 帯 構 成、 区 域 内 の 住 宅 事 情 そ の  
他 の 事 情 を 勘 案 し、 特 に 居 住 の 安 定 を 図 る 必 要 が あ る 場 合 と  
し て 条 例 で 定 め る 場 合 入 居 の 際 の 収 入 の 上 限 と し て 政 令 で  
定 め る 金 額 以 下 で 事 業 主 体 が 条 例 で 定 め る 金 額

ロ イ に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合 低 額 所 得 者 の 居 住 の 安 定 を 図  
る た め 必 要 な も の と し て 政 令 で 定 め る 金 額 を 参 酌 し て、 イ の  
政 令 で 定 め る 金 額 以 下 で 事 業 主 体 が 条 例 で 定 め る 金 額

( 第 2 号 省 略 )